

## 令和6年駒ヶ根市教育委員会第5回定例会 次第

令和6年4月30日(火) 午後2時  
駒ヶ根市役所 保健センター2階 大会議室

### 1 開 会

### 2 教育長報告

P1

### 3 事業報告及び事業計画

- ・定例教育委員会 5月30日(木) 午後2時 保健センター2階 大会議室
- ・主幹指導主事の学校訪問

5月1日(水)		午後：赤穂南小学校
5月2日(木)		午後：東伊那小学校
5月15日(水)	午前：赤穂東小学校	
5月16日(木)	午前：中沢小学校	午後：赤穂中学校
5月20日(月)	午前：東中学校	
6月12日(水)		午後：赤穂小学校

### 4 審議案件

- |       |                          |     |
|-------|--------------------------|-----|
| 議案第1号 | 学校運営協議会委員の任命について         | P3  |
| 議案第2号 | 駒ヶ根市十二天の森整備活用検討委員の委嘱について | P10 |
| 議案第3号 | 駒ヶ根市社会教育委員の委嘱について        | P11 |
| 議案第4号 | 駒ヶ根市公民館運営審議会委員の委嘱について    | P12 |
| 議案第5号 | 駒ヶ根市文化財審議会委員の任命について      | P13 |

### 5 協議事項

- |                |     |
|----------------|-----|
| (1) 総合教育会議について | P14 |
|----------------|-----|

### 6 報告事項

- |                        |     |
|------------------------|-----|
| (1) 行事共催等承認申請の専決処分について | P18 |
|------------------------|-----|

### 7 その他

- |                           |     |
|---------------------------|-----|
| (1) 夏季の軽装活動(クールビズ)の実施について | P20 |
|---------------------------|-----|

### 8 閉 会

# 令和6年度 第1回駒ヶ根市定例教育委員会 4月30日(火)

## 「雀らも 海かけて飛べ 吹流し」 石田波郷

季語：吹き流し（夏）

意味：雀たちも海を翔けるように飛べ、あの吹き流しのように。

♥「吹流し」は、ご存じのように鯉のぼりと共に付ける五色の幟のことです。風に吹かれて、雀たちも吹き流しのように風に乗って、どこまでも飛んでいけたらいいのにと願いを込めて詠んだ一句です。中学の国語の教科書にも出てきます。子どもたちも吹き流しのように飛翔してほしいと願います。



## ◆先達の教え① 「桜と日本人」 占部賢志

○わが国に自生する桜はおよそ九種類。交雑種を含めると百種類以上になる。中でも長い伝統を持つのが山桜で第一等。今日ではソメイヨシノが一般に知られているが、あの桜は幕末期に誕生した新種。桜の名所は、奈良県の吉野山。それで江戸で吉野の桜が見られないものと、染井村（現在の豊島区駒込）の植木職人が荒廃させて桜を作り出したのがソメイヨシノ（染井吉野）。つまり、ソメイヨシノは山桜の「クローン」なのだ。



○山桜こそ、本物というわけ。ソメイヨシノは、葉が出るより先に花の方から咲く。色は白に近い。一方、山桜は、葉が先に出てその後に花が咲く。若山牧水の歌にも次のように歌われている。

『うす紅に 葉はいちはやく萌えいでて 咲かむとすなり 山さくら花』

♥ 桜と一言で言っても奥深いものなのだということが分かった。長いこと「ソメイヨシノ」のソメイとはどういう意味かと思っていたが、地名だった。「染井村に咲く吉野山の桜」という願いのこもった命名だったのだ。目からウロコ。特に葉と花のどちらが先に咲くか、その順番が正反対というのが面白い。子どもの成長も一律ではない。それぞれ違うから面白い（失礼）。だからこそ楽しい。

一律がいいと思っているのは、日本人の偏見かもしれない。

## ◆先達の教え② 人生を照らす言葉 鈴木秀子

○一見マイナスに見える出来事の中にも必ずよき種は芽生えている。

○貧しくて心に余裕がなくなるとき、他人にも残酷になって心を傷つけてしまいがち。豊かであるが故に人に優しくできる人もいれば、逆に人を見下し冷たくあしらおうとする人もいる。

○私たちは自分が置かれた環境で、どういう生き方を選択するか常に迫られながら生きている。

○人間は、誰かの幸せのために何かをなすときに本心の喜びを見出す。

♥ 「貧しくて心に余裕がなくなるとき」人は思いも掛けずに人に対して冷たくなるというくだりは、分かるような気がします。子どもに接するときは尚更、厳しい言葉を



かけてしまうことがあります。自分のゆとりのなさを子どもを叱ることで埋めようと無意識に心が働くのかもしれませんが。物質的に豊かになっても、心が満たされていないければ、同様なことが起こり得ます。教育という置かれた環境を如何に上質なものにするかは、教師の肩に掛かっているということです。

先生方には、プレッシャーもあるでしょうが、「一見マイナスに見える出来事の中にも必ずよき種は芽生えている」ことを常に信じて、子どもたちの幸せのために、前向きに教職の仕事を全うしていただきたいものです。

◆ **考えさせられたこと** 『すべては実行にある』 本多静六

**なんでもよしい、  
それがいいことだと思ったら、  
ただちに実践にうつす—  
これが私の生活流儀、  
「暮らし方・考え方」の、  
そもそもの第一条件なのである。**



♥ これは神奈川技術アカデミー理事長（平成21年当時）だった、藤嶋昭先生の「生徒たちに感動する心を育てよう」という冊子の中にある言葉です。何でもいい、いいと思ったら実行しよう、実行が一番大事だということです。

この他にも「何でもいいから積極的にやりましょう。マイケルファラデーもそうでした。学校にも行けなかった人です。でも積極性がありました。それでもう十分なわけです。」柳生宗矩が言いました。『刀剣短くば一步を進めて長くすべし』。積極性だけでいいんです。学歴は関係ありません。一番大事なのは積極性です。やる気があるかどうか。これが最も大事」と言っています。

「やる気」は世界共通。内から育つ ひたむきさがあってこそだと思います。

◀ **ちよっと立ち止まって** ▶ 「内から育つ」姿を求めて※最近の教育関係の様子、新聞、駒ヶ根の子どもの様子、資料

○ 4/9の朝は大雨でした。前日「すぐーる」で各校から登校について、気をつけて登校するよう対応連絡がありました。傘に長靴で登庁しようとしたところ、傘を差して雨の中を歩いて行く二人の姿が見えました。車で送られる子どももいる中、立派だな、いいなと思い見ていました。

しかし目を下に向けると運動靴でした。猛烈な雨にも拘わらず、すでにびしょ濡れです。事情はあるかも知れませんが、土砂降りの時にどういう所作が一番いいか、健康・安全のためにもどうすればいいか考えさせるいい機会かなと思いました。

長靴で運動靴を持って登校することはできないのか。主体的に考えるとは言っても、健康を害するようでは本末転倒になってしまうと心配した次第。ここにも、「そのとき、どう動くか」内から育っている姿が表れると感じました。

★ 今年から総合的な学習の時間を中心とした各校への特色ある活動支援として、支援金の増額をしてもらいました。さらに、子どもたちの活動過程を地域や保護者に周知されるようにCEKに放映をお願いし、快諾を得ました。南部4市町村のバランスもありますので、本年度だけですすべてのクラスを放映はできませんが、少しでも子どもたちの本音が世間に理解されればと思っております。ご承知置きください。

本年度も、教育委員さんには大変お世話になりますが、よろしく願いいたします。

## 駒ヶ根市立赤穂小学校学校運営協議会委員の任命について

駒ヶ根市学校運営協議会規則（平成25年教育委員会規則第3号）第7条の規定に基づき、下記の者を赤穂小学校学校運営協議会委員に任命する。

令和6年4月30日  
駒ヶ根市教育委員会  
教育長 本多 俊夫

## 記

## 1 氏名等

氏名	住所	備考
片桐 美登		会長（社会教育委員）
上原 洋子		副会長
松井 良文		区長代表
下井 幸一		元区長代表
佐藤 順子		主任児童委員
井坪 義文		PTA会長
春日 啓倫		PTA副会長
間宮 純江		PTA副会長
中村 信太郎		有識者（元PTA会長）
北原 宏		有識者（元小学校長）
上野 好弘		有識者（元PTA会長）
宮澤 さつき		園長
青木 謙一		有識者（青年会議所副議長）
西村 政春		校長
津澤 淳		教頭
酒井 真琴		教務主任
伊藤 竹義		コミュニティ・スクール担当
登内 光		コミュニティ・スクール担当

2 任命年月日 令和6年4月1日

3 任 期 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

駒ヶ根市立赤穂東小学校学校運営協議会委員の任命について

駒ヶ根市学校運営協議会規則（平成25年教育委員会規則第3号）第7条の規定に基づき、下記の者を赤穂東小学校学校運営協議会委員に任命する。

令和6年4月30日  
駒ヶ根市教育委員会  
教育長 本多 俊夫

記

1 氏名等

氏名	住所	備考
佐野 榮		主任児童委員
佐藤 和樹		元PTA会長
北林 美恵子		元PTA副会長
中島 和与志		顧問
松崎 俊彦		町2区長
谷村 文敏		町3区長
酒井 悟		町4区長
浅井 和彦		下平区長
原 正彦		学校評議員
川端 咲美		学校評議員
池口 美紀子		学校評議員
村上 崇子		学校評議員
松崎 哲也		学校評議員
中村 恵子		民生児童委員
小松 賢一		PTA会長
北原 忍		PTA副会長
倉田 祐子		PTA副会長
下島 美恵子		園長
田中 清加		
吉村 幸雄		
松崎 俊行		
小松 一宣		
松井 久江		
小林 四郎		
平賀 清		
小牧 美穂		校長

2 任命年月日 令和6年4月1日

3 任 期 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

駒ヶ根市立赤穂南小学校学校運営協議会委員の任命について

駒ヶ根市学校運営協議会規則（平成25年教育委員会規則第3号）第7条の規定に基づき、下記の者を赤穂南小学校学校運営協議会委員に任命する。

令和6年4月30日  
駒ヶ根市教育委員会  
教育長 本多 俊夫

記

1 氏名等

氏名	住所	備考
渋谷 博光	■■■■■■■■■■	元福岡区長
山口 潮	■■■■■■■■■■	元PTA会長
小林 敏夫	■■■■■■■■■■	
渋谷 弘夫	■■■■■■■■■■	南割区長
倉田 正清	■■■■■■■■■■	福岡区長
氣賀澤 英章	■■■■■■■■■■	市場割区長
宮澤 史典	■■■■■■■■■■	上赤須区長
林 仁志	■■■■■■■■■■	吉瀬自治組合長
氣賀澤 葉子	■■■■■■■■■■	市議会議員
北澤 洋	■■■■■■■■■■	元PTA会長
竹上 一彦	■■■■■■■■■■	
下平 邦宏	■■■■■■■■■■	
湯澤 啓子	■■■■■■■■■■	
河上 達行	■■■■■■■■■■	PTA会長
木村 幸生	■■■■■■■■■■	PTA副会長
小池 真由	■■■■■■■■■■	PTA副会長
池上 浩人	■■■■■■■■■■	校長
小松 共一	■■■■■■■■■■	教頭
江口 貴昭	■■■■■■■■■■	教務主任
唐澤 英一	■■■■■■■■■■	事務

2 任命年月日 令和6年4月1日

3 任 期 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

駒ヶ根市立中沢小学校学校運営協議会委員の任命について

駒ヶ根市学校運営協議会規則（平成25年教育委員会規則第3号）第7条の規定に基づき、下記の者を中沢小学校学校運営協議会委員に任命する。

令和6年4月30日

駒ヶ根市教育委員会

教育長 本多 俊夫

記

1 氏名等

氏名	住所	備考
國枝 文永	██████████	歴代同窓会長
坂井 昌平	██████████	同窓会長
野溝 一雄	██████████	区長
宮下 一栄	██████████	民生児童委員会会長
板山 とし子	██████████	主任児童委員
久保田 之義	██████████	館長
佐久間 暲	██████████	コーディネーター
安藤 和巳	██████████	P T A会長
横山 絵里	██████████	校長
春原 孝	██████████	教頭
中原 加代子	██████████	教務主任

2 任命年月日 令和6年4月1日

3 任期 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

駒ヶ根市立東伊那小学校学校運営協議会委員の任命について

駒ヶ根市学校運営協議会規則（平成25年教育委員会規則第3号）第7条の規定に基づき、下記の者を東伊那小学校学校運営協議会委員に任命する。

令和6年4月30日  
駒ヶ根市教育委員会  
教育長 本多 俊夫

記

1 氏名等

氏名	住所	備考
澁谷 信一		区長
寺澤 紳二		副区長
春日 由紀夫		館長
福澤 惣一		教育長職務代理
吉澤 一義		支所長
福澤 さゆり		主任児童委員
宮城 真一		P T A会長
片桐 智弘		P T A副会長
新井 麻希		P T A副会長
鯉澤 琴江		社会教育委員
小木曾 哲夫		学識経験者
村上 美春		学識経験者
新井 幸徳		学識経験者
赤羽 ふみ子		学識経験者
坂井 たつ子		学識経験者
湯澤 三和子		学識経験者
中嶋 幸子		学識経験者
太田 聖尚		校長
渡邊 由紀		教頭
大前 千枝		教務主任

2 任命年月日 令和6年4月1日

3 任 期 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

駒ヶ根市立赤穂中学校学校運営協議会委員の任命について

駒ヶ根市学校運営協議会規則（平成25年教育委員会規則第3号）第7条の規定に基づき、下記の者を赤穂中学校学校運営協議会委員に任命する。

令和6年4月30日  
駒ヶ根市教育委員会  
教育長 本多 俊夫

記

1 氏名等

氏名	住所	備考
小林 克彦	██████████	コーディネーター
小松 智子	██████████	赤穂学校同窓会副会長
佐々木 宗一	██████████	同窓会98つくし会会長
堀内 豊彦	██████████	不登校傾向生徒支援リーダー
佐野 志保子	██████████	園長
藤岡 公明	██████████	前年度PTA会長
藤田 晶子	██████████	教頭
宮下 正彦	██████████	非違行為防止委員会第三者委員
佐野 榮	██████████	主任児童委員
小松 民敏	██████████	館長
竹松 寿寛	██████████	校長
池上 篤	██████████	教頭
小松 淳	██████████	教務主任
林 克也	██████████	生徒指導主事

2 任命年月日 令和6年4月1日

3 任期 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

駒ヶ根市立東中学校学校運営協議会委員の任命について

駒ヶ根市学校運営協議会規則(平成 25 年教育委員会規則第 3 号)第 7 条の規定に基づき、下記の者を東中学校運営協議会委員に任命する。

令和 6 年 4 月 3 0 日  
駒ヶ根市教育委員会  
教育長 本多 俊夫

記

1 氏名等

氏名	住所	備考
佐野 榮	■■■■■■■■■■	主任児童委員
板山 とし子	■■■■■■■■■■	主任児童委員
福澤 さゆり	■■■■■■■■■■	主任児童委員
久保田 之義	■■■■■■	館長
春日 由紀夫	■■■■■■	館長
赤澤 弘幸	■■■■■■■■■■	下平分館長
宮澤 賢一	■■■■■■■■■■	前 P T A 会長
下平 実門	■■■■■■■■■■	P T A 会長
伊藤 栄勇	■■■■■■	校長
北澤 克彦	■■■■■■	教頭
有岡 竜也	■■■■■■	教務主任
清水 賢一郎	■■■■■■	生徒指導主事

2 任命年月日 令和 6 年 4 月 1 日

3 任 期 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

駒ヶ根市十二天の森整備活用検討委員の委嘱について

駒ヶ根市十二天の森整備活用検討委員会要領第3条2項の規定により、下記の者を駒ヶ根市十二天の森整備活用検討委員に委嘱する。

令和6年4月30日

駒ヶ根市教育委員会  
教育長 本多俊夫

記

1 氏名等

氏名	住所	備考
伊藤 一幸	■■■■■■■■■■	学識経験者
吉田 保晴	■■■■■■■■■■	学識経験者
三原 一高	■■■■■■■■■■	十二天の森を守る 会会長
庄司 勝美	■■■■■■■■■■	十二天の森を守る 会副会長
倉田 正清	■■■■■■■■■■	福岡区区長
渋谷 弘夫	■■■■■■■■■■	南割区区長
窪田 久美	■■■■■■■■■■	幼児教育関係者
小牧 美穂	■■■■■■■■■■	学校教育関係者

2 委嘱年月日 令和6年4月1日

3 任期 令和6年4月1日から令和7年3月31日

## 駒ヶ根市社会教育委員の委嘱について

社会教育法第 15 条第 2 項及び駒ヶ根市社会教育委員条例（昭和 59 年条例第 5 号）第 1 条の規定により、下記の者を駒ヶ根市社会教育委員に委嘱する。

令和 6 年 4 月 30 日

駒ヶ根市教育委員会  
教育長 本多俊夫

## 記

## 1 氏名等

氏名	住所	備考
片桐美登		学識経験者
宮澤賢司		学識経験者
鰐澤琴江		学識経験者
西村政春		学校教育関係者
佐藤和樹		学識経験者
林美由紀		学識経験者

2 委嘱年月日 令和 6 年 4 月 1 日

3 任期 令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日

## 公民館運営審議会委員の委嘱について

社会教育法第30条及び駒ヶ根市公民館条例（昭和54年条例第24号）第5条の規定により、下記の者を公民館運営審議会委員に委嘱する。

令和6年4月30日

駒ヶ根市教育委員会  
教育長 本多 俊夫

## 記

## 1 駒ヶ根市立赤穂公民館

氏名	選出区分	住所	役職名等
鈴木 祥弘	学識経験者	■■■■■	R6 市区長会（北割1区区長）
間宮 純江	学校教育関係者	■■■■■	R6 赤穂小学校PTA副会長

## 2 駒ヶ根市立中沢公民館

氏名	選出区分	住所	役職名等
横山 絵里	学校教育関係者	■■■■■	中沢小学校長
安藤 和巳	家庭教育関係者	■■■■■	R6 中沢小学校PTA会長
野溝 一雄	学識経験者	■■■■■	R6 中沢区長
寺平 敏之	社会教育関係者	■■■■■	R6 分館長会長
竹村 勝	社会教育関係者	■■■■■	中沢体育協会会長

## 3 駒ヶ根市立東伊那公民館

氏名	選出区分	住所	役職名等
太田 聖尚	学校教育関係者	■■■■■	東伊那小学校長
渋谷 信一	学識経験者	■■■■■	R6 東伊那区長

4 委嘱年月日 令和6年4月1日

5 任期 令和6年4月1日から令和7年3月31日  
(任期は前任者残任期間)

## 駒ヶ根市文化財審議会委員の任命について

駒ヶ根市附属機関に関する条例（昭和 52 年条例第 43 号）第 2 条の規定により、下記の者を駒ヶ根市文化財審議会委員に任命する。

令和 6 年 4 月 日

駒ヶ根市教育委員会  
教育長 本多 俊夫

## 記

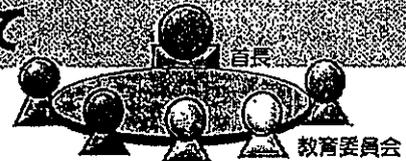
## 1 氏名等

氏名	住所	分野	継続
小川清美	██████████	自然	13 期
新井幸徳	██████████	歴史	1 期
倉田文和	██████████	歴史	2 期
氣賀澤厚典	██████████	人文	7 期
諏訪博	██████████	人文	4 期
田中清文	██████████	人文	15 期

2 任命年月日 令和 6 年 4 月 1 日

3 任期 令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

## 総合教育会議について



- ◆ 首長は、現行制度においても、私学や大学、福祉等の事務を所管するとともに、予算の編成・執行権限や条例の提出権を通じて教育行政に大きな役割を担っている。
- ◆ 一方、首長と教育委員会の意思疎通が十分でないため、地域の教育の課題やあるべき姿を共有し、それぞれの役割を十分に果たすことができていないという指摘もある。
- ◆ このため、首長と教育委員会が相互に連携を図りつつ、教育に関する重要な課題を検討するために、総合教育会議をすべての地方公共団体に設置する。

### 1. 構成メンバー

- 構成員は執行機関である首長と教育委員会。
- 議題によっては、その必要性に応じ、有識者の意見を聴くことが可能。

### 2. 協議事項等

- 総合教育会議において協議し、調整する事項は以下のとおり。
  - ① 当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定
  - ② 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策  
(例)耐震化の推進、教職員の定数の改善、土曜授業の実施 等
  - ③ 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置  
(例)いじめ等による自殺への対応策、災害による校舎の倒壊への対応策 等
- 首長と教育委員会は、会議で策定した方針の下に、それぞれの所管する事務を執行。

### 3. 会議の運営等

- 総合教育会議は首長が招集。
- 教育委員会から首長に対して総合教育会議の招集を求めることも可能。
- 総合教育会議は原則公開。ただし、個人の秘密を保護等、必要があると認められる場合には非公開とすることが可能。
- 議事録の作成・公表(努力義務)。
- その他、総合教育会議の運営に関し必要な事項については、総合教育会議が定める。

## 総合教育会議における協議事項、協議・調整事項の具体的な例

1) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策についての協議に該当する事項として想定されるものは、例えば、以下のようなものが考えられる。

- ・学校等の施設の整備、教職員の定数等の教育条件整備に関する施策など、予算の編成・執行権限や条例の提案権を有する地方公共団体の長と教育委員会が調整することが必要な事項
- ・幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の在り方やその連携
- ・青少年健全育成と生徒指導の連携
- ・居所不明の児童生徒への対応
- ・福祉部局と連携した総合的な放課後対策、子育て支援

上記のように、地方公共団体の長と教育委員会の事務との連携が必要な事項

2) 「児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合」に該当する事項として想定されるものは、例えば、以下のようなものが考えられる。

- ・いじめ問題により児童、生徒等の自殺が発生した場合
- ・通学路で交通事故死が発生した後の再発防止を行う必要がある場合

3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合「等の緊急の場合」に該当する事項として想定されるものは、児童、生徒等の生命又は身体の保護に類するような緊急事態であり、例えば、以下のようなものが考えられる。

- ・災害の発生により、生命又は身体の被害は発生していないが、校舎の倒壊などの被害が生じており防災担当部局と連携する場合
- ・災害発生時の避難先での児童、生徒等の授業を受ける体制や生活支援体制を緊急に構築する必要があり、福祉担当部局と連携する場合
- ・犯罪の多発により、公立図書館等の社会教育施設でも、職員や一般利用者の生命又は身体に被害が生ずる恐れがある場合

・いじめによる児童、生徒等の自殺が発生した場合のほか、いじめ防止対策推進法第 28 条の重大事態の場合

\*いじめ防止対策推進法第 28 条の重大事態

①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なく

## 駒ヶ根市総合教育会議運営規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4の規定に基づき設置する駒ヶ根市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営等について、必要な事項を定めるものとする。

### (会議の開催)

第2条 会議は原則として毎年度4月、7月及び11月に開催するものとする。

2 市長は、必要がある場合には臨時に会議を開催することができる。

### (会議の招集及び進行)

第3条 会議の招集は、市長が会議の開催日時、場所及び協議等を行う事項をあらかじめ教育委員会に通知して行う。ただし、緊急を要する場合には、この限りではない。

2 会議の進行は、教育次長が務める。

### (傍聴の手続)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、自己の住所、氏名、その他市長が必要と認める事項を明らかにしなければならない。

### (傍聴の禁止)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となるおそれがあると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前2号のほか、市長において傍聴を不相当と認める者

### (傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 私語、談笑又は拍手等をしないこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 前各号のほか、会議の妨害となるおそれがある挙動をしないこと。

2 前項各号のほか、傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

### (傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、市長が退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

### (傍聴人の員数制限)

第8条 市長は、会場の都合により傍聴人の員数を制限することができる。

### (議事録)

第9条 市長は、次の事項を記載した議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、法第1条の4第6項の規定に基づき非公開とされた議事のほか、会議が必要と認めるときは非公表とする。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名

(3) 協議・調整が行われた事項とその内容

(4) その他必要と認める事項

2 議事録の公表は、駒ヶ根市公式ホームページに掲載することにより行う。

(事務局)

第10条 会議の事務局を教育委員会子ども課に置く。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、市長が会議に諮り定める。

附 則

この規程は、平成27年7月23日から施行する。

---

(参考) 地教行法抜粋

(総合教育会議)

第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

(1) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

(2) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

(1) 地方公共団体の長

(2) 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

5 総合教育会議は、第1項の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

## R6-4 定例教育委員会報告

## 行事共催等承認申請一覧(専決分報告)

区分	実行番号	行事の名称	団体名	開催日	開催場所	承認	備考
後援	5-196	第10回 商工フェア	上伊那民主商工会	令和6年8月18日(日)	いなっせ	承認	
後援	5-197	第65回南信地区剣道大会	駒ヶ根市スポーツ協会 剣道部	令和6年6月16日(日)	駒ヶ根市武道館	承認	
後援	5-198	令和6年 駒ヶ根市小学生相撲大会	駒ヶ根市相撲クラブ	令和6年7月13日 (土)	駒ヶ根市相撲場	協議中	新規
後援	6-001	第21回ニシザワ文芸コンクール	株式会社ニシザワ	令和6年6月1日(土)	伊那市創造館(12月上旬に表彰式)	承認	
後援	6-002	令和6年度子育て地蔵尊すくすく縁日(毎月第3日曜日)	あつい!こまがね	令和6年4月21日(日)	銀座通り	承認	
後援	6-003	長野県高等学校総合体育大会柔道競技南信大会	南信高体連 柔道専門部	令和6年5月11日(土)	駒ヶ根市武道館	承認	
後援	6-004	長野県高等学校総合体育大会柔道競技	南信高体連 柔道専門部	令和6年6月1日(土)	駒ヶ根市武道館	承認	
後援	6-005	第64回上伊那母親大会	上伊那母親連絡会	令和6年6月23日(日)	赤穂公民館	承認	
後援	6-006	「ポッチャ」大会	駒ヶ根ぼっちゃクラブ	令和6年5月16日(木)	下平体育館	承認	
後援	6-007	高坂保(秀峰)95歳記念刻字展	高坂保(秀峰)刻字展実行委員会	令和6年5月19日(日)	駒ヶ根市立博物館	承認	新規
後援	6-008	①料理くらぶ ②ペルタイム(番外編)	青年海外協力協会	①6月30日、7月28日 ②5月21日、6月25日、7月23日	駒ヶ根ふるさとの家	承認	
後援	6-009	①ふるさと児童くらぶ ②ふるさと児童くらぶ(お泊り会)	青年海外協力協会	①8月6・8・9日 ②8月6～7日、8月8～9日	駒ヶ根ふるさとの家	承認	
後援	6-010	令和6年度明るい選挙啓発ポスター作品募集	駒ヶ根市選挙管理委員会	令和6年5月7日(火)	県内の小・中学校、高等学校、特別支援学校	承認	
後援	6-011	令和6年度第45回市長杯争奪市民ナイターソフトボール大会	駒ヶ根市ナイターソフトボール連盟	令和6年4月25日(木)	市営グラウンド(両面)、丸塚運動場	承認	
後援	6-012	第19回五味博一旗長野県選抜選手権大会 長野県代表決定大会	長野県軟式野球連盟 南信連合会	令和6年4月20日(土)	駒ヶ根市南割公園 アルプス球場	承認	
後援	6-013	令和6年度(第42回)駒ヶ根市壮年ソフトボール大会	駒ヶ根市壮年ソフトボール連盟	令和6年4月20日(土)	市営グラウンド、丸塚グラウンド	承認	
後援	6-014	キッズプログラミング体験&マネーセミナー	ママと子供の子育てラボ信州	令和6年5月25日(土)	市民交流活性化センター(アルパ)	承認	
後援	6-015	第35回長野県スポーツチャンバラ選手権大会	長野県スポーツチャンバラ協会	令和6年6月9日(日)	駒ヶ根市武道館	承認	
後援	6-016	琴伝流大正琴 虹彩 第41回上伊那地区交歓会	琴伝流大正琴上伊那地区指導者会 虹彩	令和6年8月25日(日)	赤穂公民館	承認	
後援	6-017	赤穂高校・駒ヶ根工業高校 芸術鑑賞	上伊那地区高校芸術鑑賞会	令和6年6月5日(水)	駒ヶ根文化会館大ホール	承認	

区分	受付番号	行事の名称	団体名	開催日	開催場所	承認	備考
後援	6-018	カノラータ・オーケストラ 第26回定期演奏会	カノラータ・オーケストラ	令和6年8月4日(日)	岡谷市文化会館大ホール	承認	
後援	6-019	Fun Fun English	南箕輪村地域おこし協力隊	令和6年5月26日(日)	田畑公民館	承認	
後援	6-020	囲碁×謎解きオンライン脱出ゲーム	令和GO碁GO!	令和6年5月5日(日)	オンライン	承認	新規
後援	6-021	第19回サンスポーツ 駒ヶ根卓球大会	障がい者スポーツ支援センター駒ヶ根	令和6年6月8日(土)	泰成スポーツフロアー	承認	
後援	6-022	ピアノ発表会	松原ピアノ教室・久保田ピアノ教室	令和6年8月31日(土)	赤穂公民館	承認	新規

共催 0 件  
 後援 25 件  
 協賛 0 件  
 25 件

承認 24 件  
 不承認 0 件  
 協議中 1 件  
 25 件

総務～連絡  
令和6年4月24日

部課等の長 各位

総務部長

令和6年度 夏季の軽装活動（クールビズ）の実施について（通知）

このことについて、2021年から環境省からのクールビズ実施期間の呼びかけは廃止されましたが、今年度も当市独自の取組として、下記期間において夏の軽装活動（クールビズ）を実施します。

エアコンの庁舎内設定温度を28℃とするため暑さを感じるかもしれませんが、地球温暖化対策の一環として実施するものですので、職員の皆様のご協力をお願いします。

記

1 実施期間

令和6年5月1日（水）～令和6年10月31日（木）

2 留意事項

(1) 身だしなみのマナー徹底について

室内温度28℃でも夏を涼しく過ごすために軽装による執務を奨励します。軽装とは、上着やネクタイの着用を要しないことを指します。ただし、公式行事や会議等、正装が必要とされる場合などご注意ください。（令和6年4月1日付け部課長会資料「服務規律の確保について」参照）

管理監督者は、朝礼時において、管下職員のネームの着用、華美又は過度の軽装について必ず確認し、必要に応じて指導してください。

(2) 市主催会議での夏の軽装活動（クールビズ）の取組について

各課、関係団体等において主催する会議については、一般参加者の「夏季の軽装」に関する特段の定めがありません。そのため、開催通知に軽装を勧奨する旨を記載するなど、参加する皆様への配慮をお願いします。

（総務課 職員係扱い）